

件名：	こども医療費助成制度の開始について
担当課：	健康福祉部 保険年金課 後期高齢福祉医療担当 (電話：083-934-2803)

平成26年10月1日から「こども医療費助成制度」を開始します。
この制度は、子育て世帯への経済的支援を拡充することにより、安心して子育てや教育ができるまちづくりを推進するとともに、医療サービスへのアクセスの確保によるこどもの健康保持を図るため、新たな医療費助成制度として実施するものです。

1 助成の内容

保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。ただし、入院時の食事療養費、生活療養費に係る自己負担分は除きます。

2 助成の対象者

山口市に住所があり、健康保険制度に加入する小学1年生から小学3年生までを対象とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ・生活保護法による保護を受けている者
- ・児童福祉法による児童福祉施設に入所している者で、国又は地方公共団体の負担による医療を受けることができる者
- ・国民健康保険法の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- ・他の福祉医療費助成制度を受けている者

また、平成27年度以降、対象学年を中学3年生まで段階的に拡大します。

3 所得要件

父母の税額控除前の市区町村民税所得割が非課税であること。

実際の所得割額に、平成22年度税制改正前の年少扶養控除・特定扶養控除を加味して再計算した額で判断します。

4 利用方法

受給者には、こども医療費受給用の「福祉医療費受給者証」を交付します。

記者発表資料

県内の医療機関で受診の際や調剤薬局の窓口で、健康保険証と一緒に「福祉医療費受給者証」を提示してください。

5 手続きの方法

申請が必要です。

保険年金課、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く）及び分館、大海総合センターで手続きしてください。

6 申請の受付期間

平成26年8月25日（月）～9月19日（金）

受付期間以降も随時受け付けますが、11月1日以降に申請された場合は、申請月の初日から助成開始となります。

7 申請に必要な書類等

対象となる児童の名前が記載された健康保険証
印かん

山口市で父母の所得状況が確認できない場合（転入や他市課税等）は、平成26年度市区町村民税の課税標準額がわかる所得課税証明書